

周遊商業エリアスタンプラリー業務委託
プロポーザル実施要領

飯塚市 経済部 商工観光課

令和6年4月

この要領は、飯塚市が「周遊商業エリアスタンプラリー業務委託」の受託候補者を指名型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、契約を行うための必要な手続き等について定めるものとする。

1、業務の目的

飯塚市では、西鉄バス筑豊株式会社の独自バス路線である、市内商業施設を巡回するバス路線「まちなかおかいものゴー」の利用促進を図り、路線上の市内商業施設等に設置された謎を解ききながら周遊することにより、参加者が市内商業施設等の魅力を感じ、まちの風情を楽しみながら、買い回りにつながるような周遊&謎解きイベントを開催する。

この謎解きは、参加者が「大型商業施設エリア」「商店街エリア」「まちなかおかいものゴー」の各エリアに設置された謎のQRコードをスマートフォン等で読み取り回答するデジタルスタンプラリーとし、条件達成者へ抽選で賞品をプレゼントする。

本イベントを実施することで、飯塚市内外からの誘客促進、中心市街地の回遊を図り、周遊バスの利用促進、地域経済及び地域の活性化を目指すことを目的とする。

2、業務概要

(1) 業務名

周遊商業エリアスタンプラリー業務委託

(2) 履行場所

飯塚市 外 地内

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

(4) 業務内容

別紙「周遊商業エリアスタンプラリー業務委託仕様書」

(5) 見積限度額

2,500,000円（消費税及び地方消費税含む）

3、指名要件

本市の令和6年度役務有資格者名簿に登録された事業者のうち、取扱区分をイベント企画・運営としている事業者（以下「指名業者」という。）で、次に掲げる資格要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示28号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団または暴力団員でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定

に該当しないこと。

- (5) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 過去に本業務と同種又は類似業務の実績があること。

4、事業者の指名

本要領 3、指名要件を満たす全指名業者を指名するものとする。

5、実施スケジュール

項目	期日
①指名通知書発送日	令和 6 年 4 月 24 日（水曜日）
②質問票提出期限	令和 6 年 5 月 1 日（水曜日）午後 5 時 15 分
③質問票回答期限	令和 6 年 5 月 8 日（水曜日）午後 5 時 15 分
④参加表明書提出期限	令和 6 年 5 月 10 日（金曜日）午後 5 時 15 分
⑤提案書等提出期限	令和 6 年 5 月 20 日（月曜日）午後 5 時 15 分
⑥一次審査（参加希望者 4 者以上のときのみ）	令和 6 年 5 月 22 日（水曜日）予定
⑦一次審査結果通知	令和 6 年 5 月 24 日（金曜日）予定
⑧二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 6 年 5 月 30 日（木曜日）予定
⑨二次審査結果通知及び公表	令和 6 年 5 月 31 日（金曜日）予定

※日程については変更する場合があります。

6、審査方法及び審査手順

提案書類等の審査は、周遊商業エリアスタンプラリー業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

(1) 一次審査（書類審査）

審査委員会は、提案者が 4 者以上となった場合は提出された書類により業務実績等を勘案し、二次審査参加者を 3 者選定するものとする。

一次審査の結果は、令和 6 年 5 月 24 日（金）午後 5 時 15 分までに一次審査通過者のみ電話にて連絡し、後日、参加者全員に書面により結果を通知する。その際一次審査の通過者には、併せて二次審査実施の通知を行う。

(2) 二次審査

①一次審査通過者のプレゼンテーションによる審査を実施する。プレゼンテーションの

時間は1者につき15分以内とし、質疑応答の時間は15分以内とする。

- ②原則、プレゼンテーション審査の順番は、提案書等の提出順とする。
- ③参加人数は2名以内とする。なお説明者は、本案件を受託した場合の主な担当者となるものとする。
- ④提案書やプレゼンテーション審査中に社名を表明しないものとする。また、プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は提案者が準備することとする。ただし、それらを使用するための準備に要する時間は、プレゼンテーション審査開始前10分以内とする。なお、スクリーンについては飯塚市が準備する。
- ⑤プレゼンテーションの際、追加資料の提出は一切認めない。
- ⑥プレゼンテーション及び質疑応答は非公開とする。

(3) 二次審査手順

採点基準に基づき採点し、各審査委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者とする。ただし、総得点が6割に満たない場合は受託候補者とししない。なお、最高得点の点数の同じものが2者以上あるときはその中で見積額が一番低い者を選定し、さらに見積額が同額の場合は審査基準⑤の得点が最も高い提案者を受託候補者とする。

(4) 審査結果の通知

二次審査の結果については、すべての提案者に書面で通知を行う。なお、審査の結果・内容に関する問い合わせは一切回答しない。

(5) 審査結果等の公表

審査に関する情報の公開は、二次審査終了後に行う。

また、審査の結果については、以下の内容について市ホームページに公表する。

- ① 受託候補者の名称、所在地、総得点
- ② 受託候補者の選定理由
- ③ 企画提案書を提出した者の数
- ④ 受託候補者以外の提案者の総得点

※但し、受託候補者以外の提案者の名称は「B社、C社」等として公表する。

〔審査基準及び配点〕

審査基準	評価内容	配点
① 実施方針	事業の実施方針は、該当地の現状を踏まえて、業務の目的及び内容を十分に理解した上で、具体的な実施方針が示されているか。	10
② 業務遂行能力	実施計画やスケジュールは適正であり、業務を確実に実施可能な具体性・実現性があるか。	10
③ 業務実績	本業務と同種または類似業務についての受託実績があるか。	15
④ 担当者実績	本案件を受託した場合の担当者となる者が過去に同種または類似業務の実績があるか。	10
⑤ 提案内容の妥当性、実現性、独自性	イベントに飯塚市らしさを盛り込んだテーマを設定し、集客が図れるような内容になっているか。	15
	謎の設置方法は年齢問わず楽しめるような手法が凝らされているか。	10
	謎の作成方法に独自性があるか。	10
	市内のみならず市外の方々に対しても、多様で効果的なツールによる広報計画の提案となっているか。	10
⑥ プレゼン能力	プレゼンテーションにあたり、業務知識を十分に活かした、ポイントを押さえた分かりやすい説明や質疑応答への的確な対応がなされているか。	5
⑦ 見積金額	費用積算根拠が示され、見積額が内容に見合ったものであるか。	5
合 計		100

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ① 受付期限 令和6年5月1日（水）午後5時15分まで
- ② 質問方法 質問票に必要事項を記入のうえ、「**15 問い合わせ先**」のメールアドレス宛てに電子メールで送信し、その旨を電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

令和6年5月8日（水）午後5時15分までに飯塚市ホームページに掲載する。

8 参加表明書の提出

本プロポーザル参加希望者（以下「参加希望者」という。）は、「プロポーザル参加表明書（様式1）」（以下「表明書」という。）を下記の要領で提出し、その提出をもって本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。なお、期限までに提出が無かった者は辞退したものとみなす。

- (1) 参加希望者は、表明書を、令和6年5月10日（金）午後5時15分（必着）までに郵送又は持参すること。
- (2) 表明書を持参する際は、事前に「**15 問い合わせ先**」へ開庁時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）に電話でその旨を伝え、飯塚市が指定する日時に持参すること。
- (3) 表明書の提出後にプロポーザルの参加を辞退する場合は、令和6年5月15日（水）午後5時15分までに「辞退届（様式2）」を提出すること。提出方法は、前号(2)と同様とする。

9 提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年5月20日（月）午後5時15分まで

(2) 提出方法

飯塚市へ開庁時間内（開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで）に直接持参または郵送（5月20日（月）午後5時15分までに必着）により提出すること。

(3) 必要書類（証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。）

- ① 直近決算の財務諸表・・・・・・・・・・1部
- ② 国税、県税及び市税の納税証明・・・・・・・・・・各1部
（未納がないことが確認できるもの。写しでも可）
- ③ 業務実績調書（様式3）・・・・・・・・・・8部
- ④ 業務体制表（様式4）・・・・・・・・・・8部
- ⑤ 見積書及び見積内訳書（任意様式）・・・・・・・・・・8部
- ⑥ 提案書（任意様式 ※下記参照）・・・・・・・・・・8部（正本1部、副本7部）
- ⑦ 役員名簿（様式5）・・・・・・・・・・1部
- ⑧ 法人の概要の分かる資料（任意様式、法人のパンフレットでも可）…8部

10 提案書の作成要領及び記載内容

【提案書作成要領】

- ①提案書は、表紙・目次・本編で構成し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

- ②提案書はA4長辺綴じ片面25ページ以内（表紙、目次は提案書のページ数には算入しない）とし、文字の大きさは10ポイント以上とすること。ただし、図表等で必要な場合のみA3版を織り込んで作成しても差し支えない。
- ②提案書の提出部数は正本1部、副本7部とする。（正本1部にのみ社名、代表者名を記載し、副本には社名等、参加希望者が特定される情報（ロゴマーク等）を表記しないこと）
- ④表紙は、「周遊商業エリアスタンプラリー業務委託に係る提案書」と記述し、正本にのみ代表者印を押印すること。
- ⑤様式の定めのない書類は、任意様式で可。

【提案書の記載内容】

提案書は、下記の項目①から④の順番に沿って、提案内容をそれぞれ具体的に記載し、①から④の項目名はタイトルとして記載すること（記載順、項目名変更不可）。

- ① 実施方針について
事業に対する実施方針（貴社の基本的な考え方）について、本事業の目的及び仕様書「5 業務内容」を踏まえ、業務ごとに具体的に記載すること。
- ② 事業遂行能力について
本事業を受注した場合の事業実施体制、担当するメンバーについて、氏名、経験年数、主な実績等を記載すること。
仕様書「5 業務内容」に関する具体的な全体スケジュール及び作業行程を記載すること。また、過去に受注した本業務と同種又は類似業務の事例の取り組み内容と効果を具体的に記載すること。
- ③ 提案内容の妥当性、実現性、独自性について
謎の作成方法や設置方法を具体的に記載すること。またイベントに設定するテーマを明記し、そのテーマを設定した理由、貴社の思いや考えを記載すること。
多様で効果的なツールによる広報手段について、具体的に記載すること。
また広報によって、市内外への広報効果がどの程度の範囲まで行き届くのか、予想される効果人数まで具体的に記載すること。
- ④ その他
業務を遂行するための自己のアピールポイントや本事業の目的を達成するにあたり、独自の取り組みがあれば具体的に記載すること（任意記載）。

11 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (3) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できないまたは締結の意思が認められない場合
- (6) 本実施要領2 業務概要(5)見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に該当する行為が認められた場合
- (8) 選定委員会委員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (9) その他審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合

12 契約の締結等

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、協議により必要が生じた場合のみ修正することができる。また、受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次順位の者と契約の手続きを進めるものとする。

13 留意事項

感染症の流行等の状況によっては業務内容や委託期間の変更、契約の解除等が生じる可能性がある。

14 その他

- (1) 提出された提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 提案書等について提出後は参加希望者からの記載内容の変更は認めない。
ただし、受託後に本市との協議によって、変更が生じる場合がある。
- (3) 提出された提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。
- (4) 提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例(平成18年飯塚市条例第10号)第8条第2号に該当するものを除き、原則公開とする。
- (6) 提案書の作成のために飯塚市から受領した資料は、飯塚市の許可なく公表、使用してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。
- (8) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成、提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とする。

15 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

飯塚市役所 経済部 商工観光課商工係（担当：本松・藤井）

TEL：0948-96-8453

FAX：0948-22-6062

メールアドレス：shoukou@city.iizuka.lg.jp